

桑名市告示第153号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 委託した徴収の事務

広報くわな本物力特集総集編の物品売払代金に関する委託販売手数料

2 委託を受けた者

所在地	名称
桑名市太一丸18番地	株式会社 18banchi
桑名市有楽町59番地	桑名市観光協会

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで